

学校健診PHRについてのよくある質問（FAQ）
（令和6年9月18日版）

カテゴリ	質問	回答
1 総論	学校健診PHRを推進する背景を教えてください。	個人の健康診断結果や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた医療機関の受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるために、政府全体でPHRを推進する方針が決定されています。文部科学省においては、児童生徒等の生涯を通じた健康増進に向けて、学校健康診断情報についてもPHRとして活用できるよう推進しています。
2 総論	学校健診PHRとはどのような仕組みですか？	統合型校務支援システム等において電子化された学校健康診断情報を民間送達サービスを用いて配信し、マイナポータルにおいて結果を確認できるような仕組みです。
3 総論	学校健診PHRの導入による児童生徒や保護者等・自治体・学校のメリットを教えてください。	学校健診PHRの導入には下記のメリットがあると考えております。 【児童生徒や保護者等へのメリット】 1. 児童生徒や保護者等が、乳幼児健診結果、予防接種履歴、特定健診結果などと合わせて、生涯を通じた健康情報を電子的に記録・活用できるようになる。 2. 学校健診結果情報等を、スマートフォン等を使って医療従事者などに簡便に提示するなど、医療機関における円滑なコミュニケーションに役立てられる。 【自治体・学校へのメリット】 1. 統合型校務支援システム等に入力した情報を保護者等へ電子媒体で提供することが可能となる。 2. 健康教育への活用が期待される。
4 総論	学校健診PHRの導入事例や導入状況について教えてください。	学校健診PHRの導入状況について、現時点では一元的に調査・把握はしていません。
5 導入	学校健診PHRを導入するにはどうすれば良いのでしょうか？	文部科学省において導入支援マニュアルを策定しているので、御参照ください。 【本体】 https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf (参考資料) https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_7.pdf https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_8.pdf 【概要版】 https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_10.pdf
6 導入	校務支援システムを導入していないのですが、学校健診PHRを導入できないのでしょうか？	校務支援システムを導入されていない状況でも、利用者となる保護者・児童生徒の名簿情報や健康診断結果情報のデータ等があれば、導入は可能です。
7 導入	既に利用している校務支援システムにおいて、電子的に児童生徒等・保護者に健康診断結果を返却することとしていますが、その場合であっても、本取組を進めないとならないのでしょうか？	他の健診結果情報がマイナポータルにおいて配信されるということは踏まえていただく必要があると考えますが、当該対応も個人が生涯にわたる自身の健康情報を電子記録として把握するという趣旨には、沿うものと考えます。なお、XML形式等機械可読形式での提供もあることが利活用につながることは考えております。
8 導入	学校健診PHRを導入するにあたり、学校設置者および学校ではどのような準備が必要でしょうか？	導入支援マニュアル概要（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_10.pdf ）のP4～5に全体像を示しています（なお、P5の記載通り、分担はあくまで想定であり、各学校設置者・学校間で適切にご判断ください。）。各項目の具体的な内容については、導入支援マニュアル本体等を御参照いただき、御不明点等あればヘルプデスクにお問合せください。
9 導入	学校健診PHRを導入するにあたり、保護者はどのような準備が必要でしょうか？	導入支援マニュアル概要（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_10.pdf ）のP6に全体像を示しています。各項目の具体的な内容については、導入支援マニュアル本体等を御参照いただき、御不明点等あればヘルプデスク（ gakkou-phr@nri.co.jp ）にお問合せください。
10 導入	学校健診PHRの導入に向けた学校設置者および学校の具体的な取組手順を教えてください。	文部科学省webサイトの学校健診PHR導入マニュアル（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf ）にて、具体的な取組手順を含めた導入マニュアルを公開しております。個別的な相談については、学校健診PHRに関するヘルプデスク（ gakkou-phr@nri.co.jp ）にメールにてお問合せください。
11 導入	保護者等への説明のため、参考とできるような資料はあるのでしょうか？	学校健診PHR導入マニュアル参考資料3（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_8.pdf ）にて、保護者等への説明資料の例（チラシ）を公開しております。なお、保護者等への説明についても、伴走型支援の対象としているので、個別の御相談事項があれば学校健診PHRに関するヘルプデスク（ gakkou-phr@nri.co.jp ）にお問合せください。
12 導入	令和6年度から学校健診PHRの導入は必須でしょうか？	令和6年度は、本格実施の段階として、各学校設置者が、学校健診PHR導入マニュアルを参照していただきつつ、本事業における伴走型支援体制も活用いただきながら、各設置者において、導入に向けた検討を進めていただける段階と考えています。PHRについては、乳幼児期の健診や事業主健診等についても導入が進められており、社会全体でPHRの有効性の認知が進んでいくものと考えています。このような趣旨も踏まえながら、導入に向けた検討を進めていただきたいと思います。
13 導入	学校健診PHRの導入は法令で義務付けられているのでしょうか？また、導入期限はあるのでしょうか？	学校健診PHRの導入は、法令で義務付けられているものではありませんが、令和6年3月に公表された導入マニュアルに基づき全国の学校で対応が可能となった状況も踏まえて、児童生徒等の健康増進に寄与すべく、導入に向けた検討を進めて頂くようお願いいたします。
14 導入	学校健診PHR導入の対象は全ての学校種でしょうか？	生涯を通じた健康情報を電子的に記録・活用し、個人の健康増進等に役立てるというPHRの目的に鑑み、その導入は学校保健安全法に基づく健康診断が行われる学校全体を対象としており、特定の学校種に限定するものではありません。
15 導入	校務支援システムならびに学校健診PHRの導入をするにあたっての初期費用および運用費用はどの程度かかるのでしょうか？	校務支援システム及び学校健診PHRの導入に際して必要な対応や運用費用は、利用される校務支援システム・民間送達サービス事業者に応じて変動しますので、各システムベンダー・事業者にお問合せください。なお、参考情報として、学校健診PHR導入マニュアル（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf ）P27～30で、費用の試算について紹介しています。
16 導入	県において、統合型校務支援システムの共同調達を進めている場合、民間送達サービスも同じものを使う必要はありますか？	同じ統合型校務支援システムを使っている場合、異なる民間送達サービスを利用することは可能です。ただし、契約の一本化や、学校側、利用者側の操作の統一をしたほうが効率的になる場合もあるので、メリット・デメリットを十分検討する必要があります。
17 導入	民間送達サービスとの契約は、学校ごとでしょうか？それとも、学校設置者ごとでしょうか？	民間送達サービス事業者の契約形態によりますので、個別に事業者を確認いただく必要がありますが、一般的に、契約者を各学校単位ではなく学校設置者単位にすることで、初期費用・運用費用等を抑えることができる可能性があります。
18 運用	学校側はどのようにデータを送付し、児童生徒や保護者等側はどのように情報を取得するのでしょうか？	基本的な学校健診PHRの流れとしては、統合型校務支援システムに入力した学校健診結果情報を、民間送達サービスを使って児童生徒や保護者等に送り、児童生徒や保護者等はマイナポータルから閲覧します。学校健診PHR導入マニュアル（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf ）において、全体的なイメージ（P14）や学校からのデータ送付（P16・17）、マイナポータルからの学校健診情報の閲覧方法（P21・22※）等が掲載されているので、ご参照下さい。※より詳しい閲覧方法は同マニュアル参考資料1（ https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_7.pdf ）にも記載しています。
19 運用	保護者等が閲覧可能となる内容はどのようなものが想定されているのでしょうか？	児童生徒の健康診断情報や受診勧告書を想定しています。児童生徒の健康診断情報の他にどのような内容が閲覧可能か、PDF形式以外のデータ形式が利用できるか等については、校務支援システムや民間送達サービス等と御相談ください。

20	運用	学校健診PHRの対象となる情報の範囲について詳しく知りたいです。例えば、メンタルに関するものや疾患の検査データなども含むのでしょうか？	基本的には、各学校で作っている健診票を学校健診PHRの情報として、マイナポータル上で見られるようにすることを想定しています。なお、学校保健安全法施行規則で定められた健診項目の他、各学校の判断で追加している項目のデータも併せてマイナポータル上で見ることができるようになることを妨げるものではありません。
21	運用	学校健診PHRの利用にあたっては児童生徒や保護者等の申込みが必須ですか？申込書の例はありますか？	児童生徒や保護者等において、学校健診PHRを利用するかを判断いただき、利用する場合はマイナポータルの利用者登録や民間送達サービスへの利用者申込みを行っていただいています。なお、成人している生徒や学生については、本人の利用申込みで対応可能です。 民間送達サービスへの利用申込書の書式例は学校健診PHR導入マニュアル参考資料3 (https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_8.pdf) に掲載しておりますが、電子的に配布・回収することも可能です。また、利用する民間送達サービスに応じて必要となる情報等が異なる可能性もありますので、各学校の状況に応じて御調整頂ければと思います。
22	運用	利用の同意が得られない児童生徒や保護者等がいても問題ないでしょうか？そのような児童生徒や保護者には、どのように対応すれば良いでしょうか？	学校健診PHRを利用しない児童生徒等については、電子的な健康情報の提供は行わず、従来どおりの紙面等による学校健診結果の連絡をお願いします。
23	運用	受診勧告書の取り扱いについて教えてください。	学校保健安全法施行規則第9条が求める、必要な医療を受ける指示については、従前通り紙で対応いただいで問題ありません。希望者には民間送達サービスでも送る運用とすることも可能ですが、上記の指示については、健康診断の実施から21日以内に行う必要があることに御留意ください。
24	運用	学校健診 PHR 利用希望者名簿は、学年が変わるたびに修正登録する必要がありますか？	統合型校務支援システムの名簿に連動しているため、学年やクラスが変わっても、修正作業は必要ありません。ただし、転校の場合は名簿への追加・削除等が必要です。
25	運用	国が健康診断情報を一元的に収集し、二次利用されることにつながるのでしょうか？	学校健診PHRは各個人（保護者・児童生徒等）が学校健康診断情報をマイナポータルを介して閲覧できるようにするものであり、国が健康診断結果情報を収集する仕組みとはなっていません。
26	運用	学校でマイナンバーを使うことになるのでしょうか？	法令上、マイナンバー（個人番号）利用事務には、学校における健康診断の事務は含まれておりませんので、マイナンバーを学校で扱うことはできません。 学校健診PHRは、民間送達サービスを活用することで、学校においてマイナンバーを扱わずに、学校健康診断情報をマイナポータル上で児童生徒や保護者等が閲覧できるようにする仕組みになっています。
27	運用	学校健診PHRの導入・活用にあたっては個人情報の取り扱いについて慎重に対応すべきだと考えています。留意すべき事項があれば教えてください。	学校健診結果情報は、個人情報の中でも機微な情報が含まれることから、個人情報保護法などの関連法制度や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を遵守するとともに、民間送達サービス事業者や統合型校務支援システムベンダーなどにも適切な対応を求める必要があります。 また、個人情報に関して適切な取り扱いをしている旨を、児童生徒や保護者等にも丁寧に説明して理解を得ることが大切であると考えます。
28	伴走型支援	校務支援システムを導入していませんが、伴走型支援に申込可能なのでしょうか？	申し込むことは可能です。 ただし、本事業において新たな校務支援システムの導入に係る支援はできないので御留意ください。
29	伴走型支援	学校健診PHRの導入・運用にあたって、経費支援や補助金交付等を受けられるのでしょうか？受けられる場合、金額の上限や費目の制限、期限はあるのでしょうか？	文部科学省の実施する令和6年度「学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業」においては、令和6年度中に学校健診PHRを導入し、先進的事例の創出に資すると考えられる場合、実導入に係る経費の支援を実施することとしています。支援範囲は各学校の状況や予算額等を踏まえて個別に調整することとなりますが、民間送達サービスとの契約料や、導入済の校務支援システムを学校健診PHRに対応できるよう改修するための費用等を想定しており、校務支援システム自体の導入費用は支援対象となりません。
30	伴走型支援	支援対象となる学校健診PHR導入経費は具体的にどのような費用でしょうか？	学校健診PHRの導入にあたり発生する、①校務支援システムの改修費用、②民間送達サービスの利用契約料（本事業への協力を行う年度分に限り）を支援します。
31	伴走型支援	既に校務支援システムを導入しているのですが、校務支援システムの運用費用は支援対象となるのでしょうか？	校務支援システムの運用費用は支援対象外です。
32	伴走型支援	民間送達サービスを継続利用する場合、来年度以降に発生する運用費用は支援対象となるのでしょうか？	来年度以降に発生する費用は支援対象外です。
33	伴走型支援	経費支援の申請方法について知りたいです。	伴走型支援を受けている学校設置者等の中から、対象となり得る場合に、事務局から個別にご相談します。なお、事前のご相談なしに支出された経費については、支援の対象となりませんので、ご留意ください。
34	伴走型支援	来年度も新たに伴走型支援の募集があるのでしょうか？	来年度以降の予定は未定です。
35	伴走型支援	伴走型支援の期間や今後の見通しについて教えてください。	伴走型支援は令和7年2月末までを予定しています。それ以降の支援については未定です。

【参考】

(文部科学省webサイト)

- 学校健康診断PHRへの活用（インデックス） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_01730.html
- 学校健診PHR導入マニュアル
 - ・ 概要版 https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_10.pdf
 - ・ 全体版（本体） https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf
 - 参考資料1～2 https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_7.pdf
 - 参考資料3 https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_8.pdf

(本件についてのお問合せ先（メールアドレス）) ※令和6年度学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業において設置

- 学校健診PHRの導入に関するヘルプデスク（株式会社野村総合研究所内） gakkou-phr@nri.co.jp